

子どもの権利プロジェクトへ

ご協力をお願いいたします!



子どもの権利条約の4つの柱である、
守られる権利、生きる権利、参加する権利、育つ権利を
表す絵を描きました。

今日、多くの子どもたちが暴力、虐待、ネグレクト、差別、搾取、いじめ、家庭内暴力など、様々な問題に直面しています。チャイルド・ファンド・ジャパンは、フィリピンで「みんなで守る子どもの権利プロジェクト」を実施し、地域の中で子どもの権利が守られる環境を整えます。



子どもの権利の大切さを
呼びかけるパレードを行いました。

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、チャイルド・ファンド・アライアンスが実現のために取り組んでいる「子どもへの暴力を撲滅させる」という目標が盛り込まれました。チャイルド・ファンド・ジャパンは今後も国際キャンペーンを継続するとともに、支援活動を行う現場でも、子どもの権利を守るための活動を強化します。

特にフィリピンでは、学校でのいじめや家庭内暴力など、子どもの権利が守られていないという深刻な問題がある

暴力の撲滅をイラストで訴えました。

ことが以前から認識されていました。ある協力センターで行われたアンケートでは、「親の言うことを聞かなかったら体罰を受け、張り裂けそうな気持ちになった」と答えたチャイルドもいます。

このプロジェクトでは、子どもたち自身が、主体的に活動することを大切にしています。子どもたち自身が問題を理解し、解決策を考え、実際に行動すること。活動の計画作りも、振り返りも、子どもたちのグループが主体となって行います。また、まわりの大人やコミュニティの人々も巻き込んで活動を展開していることも特長の一つです。

3年目となる2016年度は、1、2年目の活動を踏まえて、地域全体で子どもの権利が守られる体制が強化されることを目的としています。地域に根づいた子どものプロテクショングループの設立を支援し、活動が継続される体制を強化します。

《みんなで守る子どもの権利プロジェクト》

事 | 業 | 概 | 要

チャイルド・ファンド・ジャパンは「生かしかされる国際協力を通じて子どもの権利を守る」というミッションに基づいて支援活動を行っています。「みんなで守る子どもの権利プロジェクト」では、地域全体で子どもが守られる体制が構築されることを目的としています。活動としては、チャイルド・プロテクション・コーディネーターへの研修や、子どものリーダーシップの能力強化、チャイルド・プロテクション・ポリシーの普及、コミュニティとの連携の強化、コミュニティベースの子どものプロテクショングループの設立支援などの活動を行い、2017年5月には締めくくりとなる子ども会議を実施する予定です。



子ども会議では自分たちが行った活動を発表しました。

支 | 援 | 対 | 象

スポンサーシップ・プログラムの支援を受けるチャイルド、チャイルドの親、協力センターのスタッフ、フィリピン事務所のスタッフ

協 | 力 | 団 | 体

チャイルド・ファンド・ジャパン フィリピン事務所、すべての協力センター

皆さまからのご支援は「みんなで守る子どもの権利プロジェクト」以外の支援プロジェクトにも役立てられます。

チャイルド・ファンド・ジャパンは認定NPO法人として認定されています。ご寄付は寄付金控除の対象となります。

ご送金方法

同封の振込用紙をご利用いただく他に、次のご送金方法があります。

① クレジットカードによるご送金 (JCB・アメリカンエキスプレス・VISA・Master)

下記のホームページ、「プロジェクト・緊急・復興支援事業に寄付する」よりお手続きください。

<https://www.childfund.or.jp/form/project.php>

② コンビニエンスストアでのご送金

下記のホームページ、「プロジェクト・緊急・復興支援事業に寄付する」よりお手続きください。

<https://www.childfund.or.jp/form/project.php>

コンビニエンスストアでお支払いいただける用紙をお送りいたします。

③ 銀行からのご送金

下記のホームページ、「プロジェクト・緊急・復興支援事業に寄付する」よりお手続きください。

<https://www.childfund.or.jp/form/project.php>

お手続き後、右記口座にお振込みください。

三井住友銀行 西荻窪支店 普通預金口座 0920355
口座名：特定非営利活動法人
チャイルド・ファンド・ジャパン

④ ゆうちょ銀行からのご送金

ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方は、下記へお振込みいただけます。

振替口座(記号・番号)：00170-8-196462

口座名義：特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン

※クレジットカードや金融機関からの自動引落を設定されている支援者様は、寄付金額を事務局までお知らせください。次回引落時に金額を上乘せしてお引き落としすることが可能です。

チャイルド・ファンド・ジャパン

ChildFund
Japan

■理事長=高田和彦
■事務局長=和山正秀

1975年より、アジアを中心に貧困の中で暮らす子どもの健やかな成長、家族と地域の自立を目指した活動をしています。活動をとおして人と人が出会い、お互いに理解を深め、つながることを大切にしています。

〒167-0041 東京都杉並区善福寺 2-17-5
TEL：03-3399-8123 FAX：03-3399-0730
<https://www.childfund.or.jp>

